

鹿児島県立短期大学 人文学会論集

「人文」第38号 2014年10月31日発行 抜刷

【研究ノート】

現在進められる道徳の教科化の動向

田 口 康 明

現在進められる道徳の教科化の動向

田口 康明

2015年4月から、文部科学省検定済み教科書を使用する教科としての「道徳」が誕生する予定である（本稿、脱稿後2018年にまで延期された）。これまでも、学校教育における道徳教育のあり方については、様々に議論されてきた。学習指導要領の改訂のたびに「道徳教育の充実」が唱われきたが、この状況を一挙に変更することになる。

本稿は、道徳の教科化への近年の動向を整理し、今後の展開に関する考察の一助とすることを目的とする。

1. 2014年2月中央教育審議会諮問「道徳に係る教育課程の改善等について」

今般議論されている道徳の教科化に関して直接的な契機となったのは、2014（平成26）年2月に、下村博文文部科学大臣による中央教育審議会への「道徳に係る教育課程の改善等について」（25文科初第1230号平成26年2月17日）の諮問である。

審議会は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条によって「国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる」とされ、中央教育審議会は「中央教育審議会令」によってその事項が定められている。中央教育審議会令第10条は、「審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課において処理する」としている。したがって、道徳教育は、小学校、中学校などに関わるので文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課がその庶務を扱うことになる。

さてこの諮問について以下のような諮問理由が添えられている。（注1）そこでは、道徳教育の意義と直近の政府内での議論について述べている。

「道徳教育の意義は、国や民族、時代を越えて普遍的なものであり、道徳教育は、万人に必須のものとして全ての教育活動の根本に据えられるべき重要性を有しています」として道徳教育の意義を強調し、「我が国の学校教育においても、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、これまで、関係者の努力により、創意工夫ある優れた指導の実践も行われてきました」としている。

しかし、実態としては「我が国の道徳教育を全体として捉えると、歴史的な経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があることや、教育関係者にそ

の理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていないことなど、多くの課題が指摘されており、期待される姿には遠い状況と言わざるを得ません」と指摘している。そして「以上のような認識に立ち、文部科学省では、教育再生実行会議における平成25年2月の第一次提言も踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の在り方など道徳教育の改善・充実方策について、幅広く検討を行い、2013（平成25）年12月に報告書（後述）をとりまとめた。そこでは、以下のように必要を述べる。

- ①道徳教育の充実は、我が国の教育の現状を改善し、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題であること、
- ②これまでの反省も踏まえ、道徳教育が学校教育活動全体の真の中核としての役割を果たすこととなるよう、早急に抜本的な改善・充実を図る必要があること、そして、そのための具体的な方策を以下のようにあげている。
- ①道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、相互の関係をより明確にすること、
- ②児童生徒の発達の段階ごとの内容や共通に指導すべき内容を明確化すること
- ③児童生徒の発達の段階を重視した指導方法の確立・普及や、道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実などの観点を中心に改善に取り組むこと
- ④数値による評価を行うことは不適切であるが、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のため、道徳教育の特性を踏まえた多様な評価方法を検討すること
- ⑤道徳の時間を、例えば「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、改善すること
- ⑥一定水準の授業が実施されるよう、主たる教材を安定的・継続的に提供するとともに、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること
- ⑦学級担任が「特別の教科 道徳」（仮称）の指導を行うことを原則とし、教員研修の充実や教員養成課程の改善などを通じ、教員の指導力の向上を図ること
- ⑧学校、家庭、地域の連携の強化を図ること

そして、諮問の具体的な内容は、「道徳の時間の新たな枠組みによる教科化」とそのための「学習指導要領の改訂に関わる事項」であるとしている。つまり、教育課程に「特別の教科 道徳」（仮称）を位置づけることの専門的・具体的な検討であり、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を用いることを前提として学習指導要領における目標・内容等を検討することである。

2. 「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」(2013（平成25）年12月26日 道徳教育の充実に関する懇談会)

上記、諮問理由で提示された報告書が、「今後の道德教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」(2013（平成25）年12月26日 道德教育の充実に関する懇談会）（以下、報告書）（注2）である。

この「道德教育の充実に関する懇談会」は、2013（平成25）年3月26日に、文科省に設置された調査研究協力者会議の一つである。設置趣旨は「教育再生実行会議の第一次提言（平成25年2月26日）において、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道德教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言され」、「この提言を踏まえ、道德教育の具体的な成果や課題を検証しつつ、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上など、道德教育の充実方策についての検討を行うとともに、これらの成果等も踏まえながら、道德の教科化の具体的な在り方についての検討を行う」というものである。「いじめ」問題と「道德」を直結して考えるということは、道德が不十分であるから、「いじめ」がおこるという認識なのである。

「いじめ」対策としての「教科化」という方針は、「いじめ防止対策推進法」（2013（平成25年）法律第71号）第15条第1項においては、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と規定され、「教える」ことまで盛り込んでいる。教えないから「いじめ」が発生するという認識は、どこでも起こりうる問題として定義し直した方向と大きく異なる。

いずれにせよ、「教科化」という結論が既定路線としてはっきりしていた。教科化するにあたって大きな問題は、教科書をどのようにするのか、また、評価をどうするのかであった。

まず、「報告書」の中の〈論点①教科書〉についてみてる。報告書では、諸論点を踏まえた上、以下のように結論づける。

本懇談会としては、「特別の教科道德」（仮称）の主たる教材として、検定教科書を用いることが適当と考える。教科書検定の具体的な制度設計に当たっては、民間発行者の創意工夫を最大限生かすとともに、政治的中立性や宗教的中立性に配慮しつつ、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的観点に立ち、検討を行うべきである。児童生徒の多角的・批判的な思考力・判断力・表現力等の発達の観点等に十分配慮した創意工夫ある良質な教科書が作成されることを期待したい。

その実現に向け、今後、文部科学省において、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方など、検定教科書の発行に伴う課題への対応について、慎重かつ丁寧な検討を行うとともに、教科書の無償給与に必要な予算措置が適切になされることが必要である。

また、検定教科書が使用される場合でも、道德教育の特性にかんがみ、地域や学校の実態を踏まえて、教育委員会・学校や民間等の作成する多様で魅力的な教

材があわせて活用されることが重要である。国においては、各教育委員会や各学校の判断により新「心のノート」(仮称)をはじめとする多様な教材を有効に活用していくことができるよう、その支援の方策を検討していくことが求められる。

なお、検定教科書が各学校で用いられるようになるまでの間は、新「心のノート」(仮称)を中心に、教育委員会・学校や民間等の創意工夫を生かした教材を適切に使い、指導方法等の改善を図りながら、授業を進めることが求められる。

また、検定教科書の作成に当たっても、新「心のノート」(仮称)の良さが引き続き生かされるとともに、家庭でも親が子供と一緒に活用できるなど家庭における道徳教育にも資するものとなるよう、適切に配慮されることを期待したい。(下線部、筆者)(報告書 19.p)

検定教科書の使用、検定基準を作成、無償給付の対象、「心のノート」の同時活用ということが明確に述べられている。既存の教科書と同様、民間事業者による検定教科書を用いるとなると、従来の検定作業に生じる様々な問題もそのまま道徳教育に持ち込むことになり、また教科書採択時の様々な問題も同様に生じることとなる。

次に<論点② 道徳教育の評価>については、以下のように述べる。

道徳教育については、一人一人の道徳性を培うものであり、道徳性はきわめて多様な心情、価値、態度等を前提としていることにかんがみれば、数値による評価を行うことは不適切であり、この考え方は引き続き維持すべきである。また、児童生徒の内面そのものを評価の対象としたり、入学者選抜等の他の判断の基礎としたりすることについても厳に慎むべきと考える。

一方、現行の学習指導要領でも、児童生徒の道徳性を理解し評価することとされているように、児童生徒の成長の振り返りや指導計画・指導方法の改善のためにも評価は重要であり、その過程を含めて教師と児童生徒とが共有していくことが求められる。

その際、教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いなどに基づく共感的な理解の下、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、児童生徒が自らの人間としての生き方についての自覚を深め、人間としてより良く成長していくことを支える評価となるよう十分配慮する必要がある。

このような配慮の下、児童生徒の道徳性をより高めていくための資料として、指導要録の中に、例えば、児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励まし勇気付けたりするような記述式の欄を設けることや、指導要録の「行動の記録」の欄をより効果的に活用する方策など、道徳教育の目標や内容を踏まえながら、その特性を生かした多様な評価の方法について検討すべきである。

さらに、こういった児童生徒の評価については、指導と評価の一体化の観点からも、教員間で共有し、学校全体としての指導の改善に生かしていく必要がある。(下線部、筆者)(報告書 13.p)

点数化せず記述による評価、入試の資料にはしない、ただし指導要録に記載する、ということが示されている。「児童生徒の学習の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励まし勇気付けたりするような記述」とあるので、何らかの形で、児童生徒へその評価を伝達することになる。つまり、個々の児童生徒に対して道徳の評価を下すのである。

いずれにせよ、2014年秋にはこの報告書に沿った「答申」が出される予定である。

3. 道徳の教科化と新学習指導要領

教科書と評価を論点とする「道徳」の「教科化」は近年急速に議論されてきた。2000年の教育改革国民会議による「教育を変える17の提言」では、「学校は道徳を教えることをためらわない」、「死とは何か、生とは何かを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志を持たせる」というように、「人間として生きていく上での基本の型」とまで言い切り、型にはめるような教育を企図している。

さらに第1次安倍政権の2006年12月、教育基本法が改正され、「道徳心」「公共の精神」「我が国と郷土を愛する」が明記された。「道徳教育推進教師」も創設され、「道徳の教科化」が論点として浮上した。民主党政権時に止まっていた「心のノート」も、2012年度補正予算で復活し再配布のため約6億円が計上された。さらに教育再生実行会議は「道徳を新たな枠組みによって教科化」と提言した。

第1次安倍内閣の教育再生会議の提言を受け、中教審で議論されたが、「個人の内面にかかる問題を扱うので検定になじまない」といった慎重意見が続出し、さらには2008（平成20）年1月の新学習指導要領に向けた答申である『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）』（注3）では、「道徳の時間は現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当」、「学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、教科書を用いることは困難」（同答申60.p）として、判断が先送りされた。

また教科書についても「各学校においては、「心のノート」や民間の教材会社、教育委員会等が作成した多様な読み物資料等を使用して指導が行われているが、道徳教育の充実・強化の観点から、これらの多様な教材を認めつつ、その内容や活用方策の一層の充実を図ることが重要である」（同答申62.p）とされた。

結局のところ、重要であるが、教科化・教科書はなじまない、との判断となったのである。当時の中教審会長、山崎正和も、道徳を教科にして教えるのは価値観に関することなので無理がある、という趣旨のことを述べていた。

そこで2008年3月に新学習指導要領が告示された。実施は、小学校が2011（平成23）年4月から、中学校は2012（平成24）年4月から、高等学校は、2013（平成25）年度入学生から（数学及び理科は平成24年度入学生から）行われた。幼稚園の新教育

要領は先行して2009（平成21）年度から実施である。特別支援学校については、各学部が幼稚園、小・中・高等学校に準じて実施された。

この2008年告示の学習指導要領の改訂の特徴は、小学校での外国活動、授業時数の増加など、所々あるが、「道徳教育の充実」と「言語活動の充実」が大きな柱である。相対的に大きなポイントは、「言語活動の充実」であり、前出2008年1月の中教審答申でも、PISA型の学力観へ転換が、色濃く打ち出されている。実際上は、全国学テ（全国学力・学習状況調査）において、基礎的な学力を計る「A問題」と活用する力をみる「B問題」という構成を採用した時点から、PISAの考え方は採用されている。PISAは、「21世紀型問題解決能力（キーコンピテンシー）」が提唱され、その中で測定可能なものがリテラシー（読解力）であるということで、その測定が試みられているのである。したがって、「言語活動」は「リテラシー」を意味している。新学習指導要領では、この「リテラシー」への改革が志向されている。「小学校での外国語活動」も大きな括りではここに入る。

大まかにいえば、リテラシー改革以外は、すべて「道徳」に関連する改訂である。

中学校学習指導要領では、「第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針」において、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである」であり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」（下線、筆者）とされた。

そして「第3章 道徳 第1 目標」では、「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする」（下線、筆者）とした。

教科化の方向は審議されたものの、教育課程上の「道徳の時間」については、これまで通り、教科として扱うのではなく、これまで通り、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動で行ってきた教育活動を補充、深化、統合する時間として用いることが継承された。この他、「発達段階に応じた指導の重点化」「各教科等での、それぞれの特質に応じた道徳の内容の適切な指導」「道徳教育推進教師の設置」「魅力ある素材の活用」「道徳性の育成に資する体験活動の推進」などが改訂のポイントとしてあげられる。（注4）

特に「各教科等での、それぞれの特質に応じた道徳の内容の適切な指導」に関しては、「各教科の道徳化」としてとらえ直し、教科の内容に道徳的価値が多数扱われるようになっている傾向について、より詳しく吟味されなければならない。いずれ稿を改めて論じたい。

4. 道徳教育に関する歴史的論点

学校教育で道徳教育をどのように扱うのかについては、戦後教育のスタートから、戦前の「修身」との関連が議論されてきた。筆者の私見では明治期の「修身」は、近代的国民形成に一定の役割を果たしてきたと考える。

この「修身」は、戦後直後の1945年12月に「修身、日本歴史、及び地理停止二関スル件」（第四指令）がGHQから出され、教授が停止された。（注5）これを埋めるように、「社会科」が新設され、民主主義的な価値を持つ主体形成の役割を果たすことになる。

1947年の学習指導要領では、社会科の目標として「公民的資質」の育成が中心的に書かれていた。この内容をめぐって、「社会認識の育成を通じた公民的資質の形成」について、「社会認識の育成」に重きを置くのか、後段の「公民的資質の形成」を重視するののかについての議論が起きた。つまり、社会科学的な認識にとどまるのか、そこを通じた公民的な態度つまり問題解決までを目指すのかという議論である。認識か、態度変容か、という議論である。この議論は今日の道徳教育の目標のあり方につながる。

このほか、論点として、以下のようなことが議論された。（注6）

○国が良心を決めることができるのか。国が教育内容を決められないのは問題である。

○特設道徳（道徳の時間）は必要がない。どのような教科でも行うという「全面主義」を主張するのであれば、国語も必要ではない。

○「道徳」は教科で教えるべきか、「道徳の時間」で教えるべきか。

このような問題点がありながらも、1958（昭和33）年の「特設 道徳の時間」以来、が小・中学校の教育課程に位置づけられながらも、一貫して教科以外の「領域」として取り扱われているのは、教科としての「修身」の指導の反省に加えて、教科の枠にとらわれない、新しい道徳の指導を願い、その実践を期待したからである。

1963（昭和38）年の「学校における道徳教育の充実方策」（教育課程審議会答申）において、道徳教育についての指導理念の転換がなされた。道徳教育の目的を生活上の問題の問題の解決から価値の理解へと転換したのである。「価値主義」とよばれるものであり、問題を解決する方向での「生活指導主義」との間で論争を招いた。1978年小学校学習指導要領では両者が統合される。この両者は現在、「道徳的心情」と「道徳的判断力」どちらを優先させるのかという論点につながっている。「わかっているけどできない。わからないからできない。わかっているけど行おうとしない」などの子どもたちの態度をどう理解し、どのように指導するのかという問題となる。

「特設道徳科」の設置以後の動きを年譜として簡単にまとめると以下のようになる。

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 1958年3月 | 教育課程審議会「道徳」特設を答申。文部省「小学校、中学校における『道徳』の実施要領について」発表。 |
| 同年8月 | 学校教育法施行規則一部改正。小学校・中学校「学習指導要領道徳編」告示。 |
| 1963年7月 | 教育課程審議会「学校における道徳教育の充実方策について」答申。道徳教育・道徳の時間の現状と問題点および充実の方策を示す。 |

- 1964年3月 文部省、小学校・中学校教師用「道徳の指導資料」を発行。現在まで継続される。
- 1965年1月 文部省「道徳の読み物資料について」通達。副読本が使用される。
- 1987年12月 教育課程審議会「教育課程の基準の改善について」答申。
- 1989年3月 文部省 学習指導要領告示。道徳教育を重視し、目標・内容の改善を図る。

こうして教育課程の中で「道徳教育」が強化される流れが形成される。と同時に、この時代は、教育現場の実践から子どもたちの人権を守る動きが活発化していく。

1950～60年代、教師たちは、戦後の貧困の中、そして差別の中、学校に行きたくとも行けない、学びたくとも学べない長期の欠席あるいは不就学を余儀なくされる子どもたちの生活に向き合い、家庭訪問をしながらその背景を分析し、差別の現実から学ぶことの大切さを共有していった。(注7)

高知での取り組みの中で「きょうも机にあの子がいない」との表現とともに、学習の権利を守る実践として全国に広がっていった。教師たちは、差別の現実の中から教育課題を引き出し、自分自身の生きざまと教育実践とをかかわらせ、そこから教育をつくり上げていこうとしたのである。

「義務教育は無償である」であるから、「教科書を購入することは憲法違反である」という考えのもと、高知市長浜では、1961年から「教科書無償化」闘争が始まる。こうした動きは全国各地で起こり、1963年の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償法）の制定へと結実し、日本国憲法の「教育を受ける権利」の実質化の方向が打ち出されていくことになる。(注8)

5. 道徳教育の大幅改訂—1989（平成元）年の学習指導要領改訂

1989年の学習指導要領改訂は、1977年の学習指導要領改訂から、学校教育に「ゆとり」が必要とされながらも教育内容の総量を減らさないまま、行われてきた方向を修正し、「新学力観」などを打ち出し、教育内容を削減した改訂である。と同時に、臨教審（臨時教育審議会）が「いじめ」対策に注目したこともあり、「いじめ」と道徳を結びつける考えも流布され、道徳教育の充実が打ち出された。ここでは現在まで続く89年学習指導要領の道徳教育について各学校段階ごとにみていく。(注9)

(1) 幼稚園の「道徳性の芽生え」

幼稚園教育要領は89年の改訂によって大きく変わった。従来の小学校の各教科を下ろしてきたような「6領域」から、幼児の活動をとらえる観点としての「5領域」に改められた。「道徳教育」ではないが、「幼稚園生活全体を通じて、道徳性の芽生えを培う指導」が強調された。「幼稚園教育の目標」では「(2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること」が盛り込まれた。

(2) 小学校における「道徳的実践力」

1989年告示小学校学習指導要領では、「道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を図ることを通して、道徳的実践力を育成するものとする。」と定められた。

そこで、各学年とも、自分を中心に同心円上に関わる世界の拡大を想定して、「自分」、「他人」、「自然や崇高なもの」および「集団や社会」への広がりの中で「道徳の教育内容」を構想している。獲得すべき行為内容として、低学年14項目、中学年18項目、高学年22項目とした。

(3) 中学校における「人間としての生き方の自覚」

中学校における道徳教育は、学校教育全体を通して行うことはもとより、「道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。」(第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針) とされた。

そして「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「道徳の時間における指導に当たっては、すべての内容項目が人間としての生き方についての自覚とかかわるように留意するとともに、生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うようにするものとする。その際、おおむね、低学年では基本的な生活習慣が定着するよう、高学年では世界の中の日本人としての自覚が深まるよう配慮する必要がある。」、また「生徒が興味や関心をもつ教材を開発したり、個に応じた指導を工夫したりするなど、生徒が自ら道徳的実践力を高め、内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する必要がある。」とされ、「人間としての生き方についての自覚」を目的とすることや、方法としては「個に応じた指導を工夫」をあげている。

小学校と同じように、自分から社会への同心円上に教育内容が配置され、22項目があげられている。

(4) 高等学校における「人間としての在り方生き方に関する教育」

高等学校においては、「道徳の時間」はない。したがって、学校教育全体をとおして行われた活動を「補充・深化・統合」する時間はない。そこで、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行なわなければならない。」(1 章

総則 第1款 教育課程編成の一般方針)とされている。高校での道徳教育は、「人間としての在り方生き方に関する教育」であることが明確になっている。

各教科と特別活動の目標を次ページの表にまとめた。

「人間としての在り方生き方の自覚」が直接盛り込まれたのは、公民と特別活動であるが、その他各教科においても、道徳教育の要素が盛り込まれている。

(5) 生活科の新設—体験による道徳教育の重視

1989(平成元)年の学習指導要領は、既述の通り臨時教育審議会の審議が反映されている。臨教審では「徳育」という儒教道徳を前提とする復古主義的な言葉が用いられた。「徳・知・体」という観点から教育をとらえたのである。教育改革としては、全体的に「個性重視」を打ち出しながらも、規範としては道徳で規律・規範を確立させようとしたものである。

小学校では生活科が新設された。その目標は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う」(第5節 生活 第1 目標)となっている。道徳と同じように自分の身の回りのへのかかわりを豊かにする体験を求めている。すなわち、生活科は、幼稚園教育での「道徳性の芽生え」を継承する体験を通しての教育である。

また、1998(平成10)年告示の学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設された。小学校学習指導要領「第1章 総則 第3 総合的な学習の時間の取扱い」において示された「総合的な学習の時間」の「ねらい」では、「(1)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。(2)学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」があげられ、道徳教育と関連するものとなっている。

【表 1989 年告示高校学習指導要領の教科別目標】

教科等	目標
国語	<p>国語を的確に理解し適切に表現する能力を身に付けさせるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、<u>言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。</u></p>
地理歴史	<p>我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、<u>国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。</u></p>
公民	<p>広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、<u>人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。</u></p>
数学	<p>数学における基本的な概念や原理・法則の理解を深め、事象を数学的に考察し処理する能力を高めるとともに<u>数学的な見方や考え方のよさを認識し、それらを積極的に活用する態度を育てる。</u></p>
理科	<p>自然に対する関心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探求する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、<u>科学的な自然観を育成する。</u></p>
保健体育	<p>健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、計画的に運動をする習慣を育てるとともに、健康の増進と体力の向上を図り、<u>明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる。</u></p>
芸術	<p>芸術的な能力を伸ばし、美に対する感性を高めるとともに、生涯にわたって<u>芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</u></p>
外国語	<p>外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的に<u>コミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。</u></p>
特別活動	<p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、<u>人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</u></p>

(下線部、筆者)

6. 『心のノート』事業と改正教育基本法

学習指導要領、すなわち教育内容の国家的基準とは別の角度から、「道德教育の強化」が叫ばれる。1997（平成9）年6月の神戸での連続児童殺傷事件で、中学生が犯人として逮捕された事件を契機に、文部省（当時）は中教審に「幼児期からの心の教育の在り方について（心の教育）」について諮問（1997年8月）し、1年程度の審議で「新しい時代を拓く心を育てるために 一次世代を育てる心を失う危機―」（中央教育審議会（答申）1998年6月30日）を出した。（注10）

ここでは「(3) 社会全体のモラルの低下を問い直そう」ということで「このような大人社会全体のモラルの低下を背景に、新しい時代への夢を語り、未来を切り拓く大切さを伝えようとしなない大人、子どもに伝えるべき価値に確信を持ってない大人、しつけへの自信を喪失し、努力を避ける大人、子どもを育てることをわずらわしく感じる大人が増えている。子どもの心を育てるべき大人社会が、こうした「次世代を育てる心を失う危機」に直面していることこそ、我が国の抱えている根本的な問題である」という本質的な指摘がなされている。子どもたちの道德教育以前になすべき課題があるのである。しかし、政策サイドには、大人への強制力を持った教育手段はない。結局、明治時代以来の「子どもで始末をつける」政策を行う。そこで、「道德教育を見直し、よりよいものにしていこう―道德の時間を有効に生かそう」ということで「(a) 道德教育を充実しよう (b) もっと体験的な道德教育を進めよう (c) 子どもたちの心に響く教材を使おう」などがいわれる。そして「資料などの教材がもっと子どもたちの心に響くものとなるよう、その改善を図っていくことが必要である。現在の資料は、物語作品が多くを占めているが、その内容が子どもにとって結論の見え透いた空々しいものも少なくなく、例えば、実話を題材とするなど子どもたちに自分で考えることを促すようなものへと改善を図っていく必要がある」とされた。

このときの議論をリードした心理学者の河合隼雄氏（当時、文化庁長官）を座長として、心のノートの「作成協力者会議」が組織され文科省（2001年省庁再編によって名称変更）によって作成されたのが『心のノート』である。2002年度から予算化され、国公立を問わず学齢期にある子どもたちに配布された。初年度予算額は7億3000万円である。

『心のノート』事業の意図は次のようなものである。

- (1) 価値の共有化を図る
- (2) 子どもたちの心に響かせる道德教材

民主党政権の事業仕分けで予算が削られ、2010年度からはインターネット上で掲載していたが、2013年度から再び全員配布として復活した。

2006年12月、教育基本法が59年ぶりに改正された。この改正教育基本法の理念を学校の教育課程に具体化しようとするのが、2008年告示の新学習指導要領である。

改正教育基本法でも残されたのは、教育の目的が「人格の形成」である。そうした意味で

人格の基盤は道徳教育が大切であることは変化が無い。第1条（教育の目的）以外では、第3条（生涯学習の理念）と第11条（幼児期の教育）に「人格」が出現し、幼児期から大人まで含めている。

おわりに

道徳教育の変遷を眺めると、学習指導要領によってその教育内容が規定される他の教科、領域と異なり、イレギュラーともいえるべきその時々「雰囲気」や「政策サイドの意向」によって、学習指導要領という軸線に変化を与え、突然の「心のノート」事業のように大きな影響を学校教育へ及ぼす。このたび、教科化が、これもまた政権の意向からなされるとすれば、これも学習指導要領とは別の考えであり、学習指導要領に反するともいえる。皮肉な見方である、逆に教科化すれば、教科書・評価という教授学習過程において、必要な要素によって、その時々政権側の意向が反映されにくくなるということも十分に考えられる。子どもによって国民形成を図る近代国家において、「道徳」の注入はいつも重要なことである。「戦後」の方法が大きく変化しようとしている。

注記

注1 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1344356.htm

注2 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/attach/1333550.htm

注3 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf

注4 平成20年度版中学校学習指導要領—全文と改訂のピンポイント解説 大杉昭英ほか著
明治図書 2008年 230-232.p

注5 日本の教育改革—産業化社会を育てた一三〇年 尾崎ムゲン著 中公新書 1999年
138.p

注6 教職研修 1994年7月増刊号 論争点シリーズ3 教育課程の論争点 菱村幸彦監修
星村平和編集 231-251.p

注7 これからの道徳教育・人権教育—「おもいやり・やさしさ」教育を越えて 道徳・人
権教育研究会著 国民教育文化総合研究所編集 アドバンテージサーバー 2014年 38.p

注8 改訂戦後同和教育の歴史部 落解放研究所編 解放出版社 1988年 85-87.p

注9 1989年学習指導要領は、以下の文科省のHPを参照した。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/

注10 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309687.htm

(2014年8月1日 受理)

